

枚方市職員措置請求
監査結果報告書

(小学校に於ける監視カメラ用看板の購入、設置に係る住民監査請求)

枚方市監査委員

枚 監 査 第 132 号
平成 23 年 12 月 16 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦
監 査 委 員 久 野 邦 広
監 査 委 員 岡 沢 龍 一
監 査 委 員 大 塚 光 央

枚方市職員措置請求に係る監査結果について
(小学校に於ける監視カメラ用看板の購入、設置に係る住民監査請求)

平成23年10月21日付け枚監査第132号で受理した地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第4項の規定により次のとおり通知します。

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

1. 本請求の内、全小学校の不要な看板購入設置費用を返還させるための損害賠償を求める請求には、理由がないものと認める。(棄却)
2. 上記 1 を除くその他の請求については、却下する。

第2 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 平成23年10月21日

3. 請求の内容（原文のまま）

1) 請求の要旨

●だれが・・・枚方市教育委員会教育長

枚方市教育委員会管理部教育総務課教育総務グループ
管理部長、教育総務課長

●いつ

監視カメラ用看板 5 枚中 4 枚の不当な決裁がある。

平成 21 年 12 月 3 日付 回議書決裁

(監視カメラ 24 台 / プレート 24 枚 / 24 校)

平成 22 年 8 月 16 日付 回議書決裁

(監視カメラ 21 台 / プレート 105 枚 / 21 校)

平成 23 年 1 月 19 日付 回議書決裁

(プレートのみ / プレート $24 \times 4 = 96$ 枚 / 24 校)

平成 23 年 2 月 25 日付 事務連絡

●理由

(a)

監視カメラ用看板(プレート)設置の目的を逸脱した看板の設置がある。監視カ

メラの設置の目的、監視カメラの機能そして、看板の設置の目的から思考すれば監視カメラ1台、看板1枚が原則と思います。

監視カメラと看板の設置目的

各小学校の校門に於ける安全対策の一環で監視カメラが1校1台設置される。これに伴い監視カメラ用看板（プレート）が設置される。

監視カメラの存在、稼働を知らせる看板である。

校門（正門）以外の裏門（通学門）校庭フェンスなど明らかに監視カメラが設置されていない場所に看板を設置している。虚偽看板は学校施設に相応しくない。不当行為である。

(b)

監視カメラが防犯カメラそして「防犯カメラ作動中」と変更されている。その目的、統一性・・・など乏しくある為と思う（不当行為）。

(c)

平成22年8月16日付 回議書決裁で看板を5枚（1枚+4枚）とする根拠、平成23年1月19日付 回議書決裁で看板を4枚追加する根拠がありません。また、途中からなぜ5枚とするのか？その説明、根拠がない。

（一方、防犯の効果を期待する話、聞きますが、そうでしょうか？全国的、大阪府下などどうなっていますか？実態を承知していますか、枚方市の小学校の例はほかでありませぬ。枚方市は特例となる理由、根拠が示されていません。）予算（交付金）があるから使用する、合理性がない予算消化は不当行為（ムダ）です。

●措置要求について

(1) 回議書の訂正、取り消しをする。

平成22年8月16日付 決裁の1部訂正(5枚を1枚に訂正)

平成23年1月19日付 取り消し（不用）

(2) 監視カメラ用看板は原則カメラ1台に対して1枚とする。

残り4枚/学校は撤去する。即時、実施のこと。

(3) 全小学校（45校）の看板4枚/学校の全費用¥562,500は金庫（財源）にもどす。（返還させる）

@12,500×45=¥562,500

但し計算は回議書 決裁 平成23年1月19日に準じる。

@12,500×24=¥300,000

@12,500×21=¥262,500

4. 事実証明書

- (1) 回議書
「小学校における監視カメラの設置、購入について」
(決裁日：平成 21 年 12 月 3 日)
- (2) 回議書
「小学校における監視カメラの設置、購入について」
(決裁日：平成 22 年 8 月 16 日)
- (3) 回議書
「小学校における監視カメラ用看板の購入、設置について」
(決裁日：平成 23 年 1 月 19 日)
- (4) 通知文
「監視カメラ用プレートの増設について」
(通知日：平成 23 年 2 月 25 日)
- (5) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会答申書
「諮問第 270 号」「諮問第 271 号」
(答申日：両答申とも平成 20 年 2 月 29 日)
- (6) 本市の施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準
(枚方市情報公開・個人情報保護審議会平成 20 年 2 月 29 日策定)
- (7) 広報ひらかたの記事
「防犯カメラで安心な暮らしの実現へ」
(平成 23 年 9 月号 9 ページ)
- (8) 文教委員協議会資料
「学校安全監視事業の変更について（管理部教育総務課）」
- (9) 監視カメラ用看板設置小学校の代表事例
「枚方市立中宮北小学校 監視/防犯カメラ用看板の設置箇所」
- (10) 写真
「監視カメラ用看板設置小学校の代表事例」

※ 事実証明書の本報告書への掲載は省略する。

第3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

本件請求書は平成23年10月21日に提出され、受付けを行った。

請求のあった監視カメラ用看板（以下、「看板」という。）購入設置費用の支出については、当該行為のあった日から1年以内に請求されたものであることを確認した。

その後、本件請求は、その他の所定の要件についても具備しているものと認め、平成23年11月15日に、提出日に遡り受理することを決定した。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年12月1日に陳述の機会を設けた。

なお、平成23年11月30日に請求人から次の新たな証拠の提出があり、同日付けて受理した。

- (1) 学校安全対策交付金交付要綱
- (2) 学校安全対策交付金実績報告書（平成22年4月30日付け 教管総第353号）
- (3) 学校安全対策交付金実績報告書（平成23年4月26日付け 教管総第23号）
- (4) 近隣自治体の小学校のカメラ設置実態事例
- (5) 「作動」及び「中」の国語辞典での意味

※ 新たな証拠の本報告書への掲載は省略する。

3. 監査対象事項

本件請求の内容は、次のとおりと認められる。

(1) 監査請求の対象行為

枚方市立小学校全校に、各校5枚ずつ設置されている看板の内、4枚ずつの不要な看板購入設置費用が支出されている。

(2) 対象行為が違法又は不当とする理由

- ア 監視カメラの設置の目的、機能及び看板の設置目的からすると、監視カメラ 1 台に看板の設置は 1 枚が原則であると思われことから、1 校に 5 枚ずつ設置されている看板のうち、過剰な 4 枚は設置の目的を逸脱している。
- イ 校門（正門）以外の裏門（通学門）校庭フェンスなど、明らかに監視カメラが設置されていない場所に看板を設置しているのは虚偽であり、学校施設に相応しいものではない。
- ウ 監視カメラが防犯カメラそして「防犯カメラ作動中」と表現が変更されているが、その目的、統一性などが乏しい。
- エ 平成 22 年 8 月 16 日付けの回議書に、看板を 5 枚（1 枚+4 枚）とする根拠が示されていない。
- オ 平成 23 年 1 月 19 日付けの回議書に、看板を各校に 4 枚追加する根拠が示されていない。また、途中から 5 枚とする説明、根拠も示されていない。
- カ 予算（交付金）があるから看板を設置する行為は、合理性のない予算消化である。

(3) 監査委員に求める措置の内容

教育長及び教育総務課長に対し、次の措置を行うよう勧告すること。

- ア 平成 22 年 8 月 16 日付け回議書について、設置すべき看板の枚数を 5 枚から 1 枚に訂正すること。
- イ 平成 23 年 1 月 19 日付け回議書自体を取り消すこと。
- ウ 看板は、原則カメラ 1 台に対して 1 枚とし、残り 4 枚/学校を即時撤去すること。
- エ 不要な看板購入設置費用を支出した当時の教育長、管理部長及び教育総務課長に対し、全小学校の看板 4 枚/学校の費用 562,500 円を返還させること。

以上であるが、住民監査請求監査は、地方自治法第242条に定める財務会計上の行為の違法性、不当性を判断し、その是正を目的とすることから、次の点について実施することとした。

- ・ 看板の購入設置に関して「違法又は不当な公金の支出」はあるか。

4. 監査の対象部課

教育委員会 管理部 教育総務課

第4 監査対象部課の説明

1. 関係職員からの陳述の聴取

平成23年12月1日に、関係職員から陳述の聴取を行った。

2. 陳述を聴取した者

管理部長、管理部次長、教育総務課長、教育総務課課長代理

3. 説明の概要

(1) (全国又は大阪府下及び本市において) 小学生及び小学校が受けている被害や犯罪の状況について

- ・ 平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校での児童殺傷事件を機に、本市において全児童に防犯用ホイッスルの配付、全小学校にモニター付きインターホンの設置、こども110番等の取り組みを開始した。当時は校門の常時閉鎖、施錠までには至っていなかった。
- ・ 平成15年12月の宇治市立宇治小学校での児童傷害事件を機に、校門の施錠を開始した。開始当初は南京錠やダイヤル錠での施錠であったが、平成16年度に校門のオートロック化を実施した。
- ・ 平成17年2月の寝屋川市立中央小学校での教師殺傷事件を機に、大阪府の「学校安全緊急対策事業」が創設され、府の補助金を受けて、平成17年9月から本市において学校安全監視事業を開始し、全小学校の校門に人的配置を行った。
- ・ 本市においては、この監視事業開始後に校門から小学校内に不審者が侵入した事案の報告はない。

(2) 小学校に監視カメラ及び看板が設置された経過について

- ・ 本市の学校安全監視事業は、平成17年度から、大阪府の補助金（17～20年度）及び交付金（21～22年度）を活用して実施してきた。その中で、平成22年度末で廃止となる大阪府の交付金を活用し、平成21年度、22年度において人的な監視に代わるものとして新たに監視カメラの設置を行った。
- ・ 監視カメラの設置と同時に、「本市の施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」の「2 設置場所、稼働時間等」に示されている、「防犯カメラが稼働していることを外部に明らかにする。」との規定に基づき看板を設置した。

(3) 看板を監視カメラ1台につき5枚にした理由及び仕様の中で看板のおもてを「監視カメラ作動中」ではなく「防犯カメラ作動中」とした理由について

- ・ 枚方警察署との協議の中で防犯の観点からいくつか受けたアドバイスを踏まえ、看板を5枚にした。この協議は、※ 平成22年5月25日に、同署生活安全課長ほかと、市教育委員会事務局の教育相談課長と教育総務課長が出席の下で行われたもので、アドバイスの内容は、「看板は、5枚程度にした方が抑止力になる。」「看板は、より大きいものが良い。」「録画装置を付ける必要がある。」であり、メモに残っている。

※ 教育総務課長から、『陳述会において、学校安全監視事業に係る枚方警察との協議日を、名刺に記載されていた「平成22年4月16日」と発言したが、その後メモ及び手帳の記載を確認したところ、「平成22年5月25日」であったことが判明した。』との申し出があったため、訂正した日付けとしている。

- ・ 学校安全監視事業においてのいわゆる「監視カメラ」は、学校の内側にいる児童を監視する目的ではなく、学校の外側に向けて設置し、不審者等の学校への侵入を監視することにより児童や学校の安全を守るためのものであり、「本市の施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に合致する「防犯カメラ」である。また、この「防犯カメラ」は24時間稼働している。
- ・ こうした趣旨等を地域や周辺住民の方に理解・認識していただくために「防犯カメラ作動中」という表現を使用した。

(4) 監視カメラ及び看板設置により現在認められる防犯効果について

- ・ 小学校において、人的配置のない時間帯でも門扉の施錠や管理を適正に行い、来校者の確認や対応についても円滑に実施することが可能となっている。
- ・ 設置後現在まで、不審者の侵入による児童や教職員が被害者となる事案がないことが、認められる防犯効果であると考えます。
- ・ 不審者の侵入の抑止力になっているという保護者の声を、学校を通じて聞いている。

第5 監査委員の判断

1. 確認できた事実関係

監査対象部課に照会し、提出のあった書類から次の事実関係を確認した。

(1) 大阪府の交付金を活用した看板の設置日等

学校No.	小学校	監視カメラ 取り付け日	監視カメラ用 看板の取り付け日	追加監視カメラ用 看板の取り付け日
1	枚方小学校	平成22年2月23日	平成22年2月23日	平成23年3月
2	枚方第二小学校	平成22年2月24日	平成22年2月24日	平成23年3月
3	蹠跽小学校	平成22年3月6日	平成22年3月6日	平成23年3月
4	香里小学校	平成22年2月13日	平成22年2月13日	平成23年3月
5	開成小学校	平成22年10月28日	平成22年10月28日	
6	五常小学校	平成22年2月16日	平成22年2月16日	平成23年3月
7	春日小学校	平成22年2月27日	平成22年2月27日	平成23年3月
8	桜丘小学校	平成22年2月19日	平成22年2月19日	平成23年3月
9	山田小学校	平成22年10月26日	平成22年10月26日	
10	明倫小学校	平成22年2月26日	平成22年2月26日	平成23年3月
11	殿山第一小学校	平成22年2月8日	平成22年2月8日	平成23年3月
12	殿山第二小学校	平成22年10月14日	平成22年10月14日	
13	樟葉小学校	平成22年10月20日	平成22年10月20日	
14	津田小学校	平成22年3月1日	平成22年3月1日	平成23年3月
15	菅原小学校	平成22年10月7日	平成22年10月7日	
16	水室小学校	平成22年3月2日	平成22年3月2日	平成23年3月
17	高陵小学校	平成22年2月10日	平成22年2月10日	平成23年3月
18	山之上小学校	平成22年2月17日	平成22年2月17日	平成23年3月
19	牧野小学校	平成22年10月22日	平成22年10月22日	
20	交北小学校	平成22年10月13日	平成22年10月13日	
21	香陽小学校	平成22年2月15日	平成22年2月15日	平成23年3月
23	招提小学校	平成22年10月12日	平成22年10月12日	
24	中宮小学校	平成22年2月25日	平成22年2月25日	平成23年3月
25	小倉小学校	平成22年2月10日	平成22年2月10日	平成23年3月
26	樟葉南小学校	平成22年10月18日	平成22年10月18日	
27	磯島小学校	平成22年10月20日	平成22年10月20日	
28	蹠跽西小学校	平成22年2月12日	平成22年2月12日	平成23年3月
30	樟葉西小学校	平成22年10月19日	平成22年10月19日	
31	田口山小学校	平成22年10月25日	平成22年10月25日	
32	西牧野小学校	平成22年10月22日	平成22年10月22日	
33	川越小学校	平成22年3月5日	平成22年3月5日	平成23年3月
34	蹠跽東小学校	平成22年2月22日	平成22年2月22日	平成23年3月
35	桜丘北小学校	平成22年2月20日	平成22年2月20日	平成23年3月
36	津田南小学校	平成22年3月3日	平成22年3月3日	平成23年3月
37	樟葉北小学校	平成22年10月21日	平成22年10月21日	
38	船橋小学校	平成22年10月4日	平成22年10月4日	
39	菅原東小学校	平成22年10月6日	平成22年10月6日	
40	中宮北小学校	平成22年2月18日	平成22年2月18日	平成23年3月
41	山田東小学校	平成22年10月26日	平成22年10月26日	
42	藤阪小学校	平成22年10月27日	平成22年10月27日	
43	平野小学校	平成22年10月25日	平成22年10月25日	
44	長尾小学校	平成22年10月8日	平成22年10月8日	
45	東香里小学校	平成22年3月4日	平成22年3月4日	平成23年3月
46	伊加賀小学校	平成22年3月8日	平成22年3月8日	平成23年3月
47	西長尾小学校	平成22年10月15日	平成22年10月15日	

(2) 請求人が不当とする看板の購入設置費用及び支出日

ア 21校分（平成22年8月16日決裁分）

請求人は、下記 イ の決裁に記載の積算根拠（予定価格）を準用し、看板の購入設置費用を4枚あたり12,500円とし、不当と主張する84枚（各校4枚ずつ21校分）の金額を262,500円であると計算している。しかし、関係部課から提出された支出命令書のコピーにより確認できたのは、監視カメラ本体（21校分）及び105枚（各校5枚ずつ21校分）の看板購入設置費用等の支出総額4,928,594円であり、84枚（各校4枚ずつ21校分）の看板購入設置費用としては、特定できない。

支出日は、平成22年12月10日。

イ 24校分（平成23年1月19日決裁分）

請求人は、決裁に記載の積算根拠（予定価格）に基づき、看板の購入設置費用を4枚あたり12,500円とし、請求人が不当と主張する96枚（各校4枚ずつ24校分）の金額を300,000円であると計算しているが、関係部課から提出された支出命令書のコピーにより確認できた支出額は、252,000円である。

支出日は、平成23年4月28日。

(3) 小学校での看板の取り付け位置

教育総務課が任意抽出した小学校の看板設置の位置図を確認したところ、正門のほか、裏門や通用門等に5枚の看板が設置されている。

(4) 枚方警察署との協議メモ

枚方警察署との協議で受けたアドバイスの内容として監査対象部課から説明のあった、「看板は、5枚程度にした方が抑止力になる。」「看板は、より大きいものが良い。」「録画装置を付ける必要がある。」を裏付けるメモがあった。

2. 結論

(1) 財務会計行為について

措置請求の対象となる行為は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」「違法又は不当な財産の取得、管理、処分」「違法又は不当な契約の締結、履行」「違法又は不当な債務その他の義務の負担」「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」及び「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の財務会計行為に限られるものである。しかし、「第3 監査の実施 3. 監査対象事項 (3) 監査委員に求める措置の内容」に記した、請求人の主張のうち「ア 平成22年8月16日付け回議書について、設置すべき看板の枚数を、5枚から1枚に訂正すること。」「イ 平成23年1月19日付け回議書自体を取り消すこと。」及び「ウ 看板は、原則カメラ1台に対して1枚とし、残り4枚/学校を即時撤去すること。」の3点については、非財務的な行政上の事務処理等に当たるものである。したがって、これらの請求は、措置請求の対象に該当するものではないことから、この部分については「却下」とする。

(2) 違法性又は不当性の検証について

上記(1)で明らかにしたように、措置請求の対象となる行為は財務会計行為に限られるものであることから、「第3 監査の実施 3. 監査対象事項 (3) 監査委員に求める措置の内容」に記した請求人の主張のうち、「エ 不要な看板購入設置費用を支出した当時の教育長、管理部長及び教育総務課長に対し、全小学校の看板4枚/学校の費用562,500円を返還させること。」に関し、看板の購入設置に「違法又は不当な公金の支出はあるか。」という観点で、次のとおり判断を行った。

請求人は、小学校の「監視カメラ」を意味の異なる「防犯カメラ」と表示している上に、「防犯カメラ作動中」と、カメラの作動していない時が一切ないような表示をしていること及び実際にカメラのない場所に、根拠もなく「防犯カメラ作動中」の看板を複数枚設置していることについて、不当性を主張している。

しかし、小学校に設置しているカメラは、学校内の児童を監視するためのものではなく、「本市の施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」

に合致するもので、学校外部から器物損壊等の不適切な行為をする者が入ってくることを抑止し、学校を適正に管理する目的で設置している「防犯カメラ」そのものであり、監視カメラを「防犯カメラ」と表示していることについて、何ら不当性が認められるものではない。

さらに、看板については、メンテナンス等により一時的にカメラが作動していない時があっても、防犯の観点から基本的にカメラが24時間作動していることを示す意図であることから、「作動中」と表記することについても何ら不当性が認められるものではない。

また請求人は、枚方警察署からのアドバイスについて、陳述会の場で、確認できる書類という形では存在しないことを理由に、看板を複数枚設置する根拠とは言えないと主張している。

しかし、看板を複数枚設置することについて、同署からのアドバイスがあったこと及びその内容はメモとして残っており、この同署のアドバイスに基づき学校への侵入等の抑止効果を高めることを期待して、教育委員会が看板を複数枚設置する判断に至ったことについては合理的な理由があり、何ら不当性が認められるものではない。

上記のとおり、本件請求に関する看板購入設置費用の支出については、何ら違法性、不当性は認められないことから、請求人の主張には理由がないものである。(棄却)

また、棄却した部分以外については、措置請求の要件を満たしていないものである。(却下)